

令和8年6月5日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和8年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第47号	一宮市行政手続条例の一部改正について	1頁
議案第48号	恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う関係 条例の整備について	5頁
議案第49号	一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について	11頁
議案第50号	一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一 部改正について	45頁
議案第51号	一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて	47頁
議案第52号	小信ポンプ場の改築工事委託に関する協定の締結について	49頁
議案第53号	1号調整池築造工事の請負契約の締結について	50頁
議案第54号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について	51頁
議案第55号	衛生処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について	52頁
議案第56号	一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結に係る議決内容の 変更について	53頁
議案第57号	外割田保育園建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更につい て	54頁
議案第58号	パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について	55頁
議案第59号	ごみ焼却施設定期修繕用部品の売買契約の締結について	56頁
議案第60号	市道路線の認定について	57頁
承認第1号	専決処分の承認について	62頁
報告第6号	専決処分の報告について	74頁
報告第7号	専決処分の報告について	76頁
報告第8号	専決処分の報告について	77頁
報告第9号	専決処分の報告について	78頁
報告第10号	専決処分の報告について	79頁

報告第11号	令和7年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について	……	80頁
報告第12号	令和7年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	……	82頁
報告第13号	令和7年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について	……	90頁
報告第14号	令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費通次繰越額の報告について	……	92頁
報告第15号	令和7年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額の報告について	……	94頁
報告第16号	令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について	……	97頁
報告第17号	令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について	……	99頁
報告第18号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	……	103頁
報告第19号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	……	116頁
報告第20号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	……	137頁
報告第21号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	……	152頁

一宮市行政手続条例の一部改正について

一宮市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

行政手続法(平成5年法律第88号)の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方法を変更し、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市行政手続条例の一部を改正する条例

一宮市行政手続条例(平成8年一宮市条例第25号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第38条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて市民の権利・利益の保護に資するとともに、市行政に対する市民の信頼を高めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を告示することによつて行うことができる。</u>この場合においては、<u>告示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)_____の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて市民の権利・利益の保護に資するとともに、市行政に対する市民の信頼を高めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____ _____ <u>によつて行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以</u></p>

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項 _____ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項 _____ 中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____ 「告示を始めた _____ 日から2週間を経過したとき」とあるのは「告示を始めた _____ 日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、告示を始めた _____ 日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条 _____ の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3

下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3

項中「第1項」とあるのは「第28条」と、
「同項第3号及び第4号」と
あるのは「同条第3号」と、第16条第1
項中「前条第1項」とあるのは「第28条」
と、「同条第3項後段」とあるのは「第29
条において準用する第15条第3項後段」と
読み替えるものとする。

項中「第1項」とあるのは「第28条」と、
同条第4項中「第1項第3号及び第4号」と
あるのは「第28条第3号」と、第16条第1
項中「前条第1項」とあるのは「第28条」
と、「同条第4項後段」とあるのは「第29
条において準用する第15条第4項後段」と
読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項(第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。)
及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後の通知
について適用し、同日前の通知については、なお従前の例による。

議案第48号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整備について

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令(平成20年政令第120号)の一部改正に伴い、退隠料及び扶助料の最低保障額並びに扶助料に係る寡婦加算額を引き上げるため、本案を提出する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和41年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助手で、<u>令和7年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 【別記 参照】 2 <u>令和7年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助手の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助手で、<u>令和8年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。 【別記 参照】 2 <u>令和8年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助手の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助手	金額
65歳以上の者に給する退隠料	1,185,900円
65歳未満の者に給する退隠料	889,400円
扶助手	829,200円

改正案

退隠料又は扶助手	金額
65歳以上の者に給する退隠料	1,208,600円
65歳未満の者に給する退隠料	906,400円
扶助手	845,100円

(一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市退隠料遺族扶助手退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する

条例(昭和51年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第3条 職員遺族扶助料条例(大正10年第13号議決。以下「第13号議決」という。)第2条第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>279,100円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>159,400円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>159,000円</u></p> <p>2 略</p>	<p>付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>284,400円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>162,400円</u></p> <p>(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>162,000円</u></p> <p>2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成12年一宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (退隠料等の年額の改定)</p> <p>第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、<u>令和7年4月分以降</u>、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条</p>	<p>付 則 (退隠料等の年額の改定)</p> <p>第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、<u>令和8年4月分以降</u>、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条</p>

<p>例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1, 178, 000	1, 200, 900	2, 718, 300	2, 771, 200
1, 230, 100	1, 254, 100	2, 809, 100	2, 863, 800
1, 283, 800	1, 308, 800	2, 862, 600	2, 918, 300
1, 336, 800	1, 362, 900	3, 017, 300	3, 076, 100
1, 391, 200	1, 418, 300	3, 094, 200	3, 154, 500
1, 424, 900	1, 452, 600	3, 174, 400	3, 236, 200
1, 458, 600	1, 487, 100	3, 328, 900	3, 393, 700
1, 497, 000	1, 526, 100	3, 484, 600	3, 552, 500
1, 551, 600	1, 581, 800	3, 525, 300	3, 593, 900
1, 598, 600	1, 629, 800	3, 654, 000	3, 725, 100
1, 642, 600	1, 674, 600	3, 836, 600	3, 911, 300
1, 695, 600	1, 728, 600	4, 017, 500	4, 095, 800
1, 749, 100	1, 783, 100	4, 129, 200	4, 209, 600
1, 807, 300	1, 842, 500	4, 238, 100	4, 320, 700
1, 866, 300	1, 902, 600	4, 459, 200	4, 546, 100
1, 939, 700	1, 977, 500	4, 675, 700	4, 766, 800
1, 986, 100	2, 024, 800	4, 718, 200	4, 810, 100
2, 045, 800	2, 085, 600	4, 886, 500	4, 981, 600
2, 104, 000	2, 145, 000	5, 098, 600	5, 197, 900
2, 219, 300	2, 262, 600	5, 309, 700	5, 413, 100
2, 250, 400	2, 294, 200	5, 519, 300	5, 626, 800
2, 339, 300	2, 384, 900	5, 651, 700	5, 761, 700
2, 457, 400	2, 505, 300	5, 792, 700	5, 905, 500
2, 588, 000	2, 638, 400	6, 064, 300	6, 182, 400
2, 654, 700	2, 706, 400		
備考			

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が6,064,300円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

改正案

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1,200,900	1,223,800	2,771,200	2,824,100
1,254,100	1,278,100	2,863,800	2,918,500
1,308,800	1,333,800	2,918,300	2,974,000
1,362,900	1,388,900	3,076,100	3,134,800
1,418,300	1,445,400	3,154,500	3,214,800
1,452,600	1,480,400	3,236,200	3,298,000
1,487,100	1,515,500	3,393,700	3,458,600
1,526,100	1,555,300	3,552,500	3,620,300
1,581,800	1,612,000	3,593,900	3,662,600
1,629,800	1,660,900	3,725,100	3,796,300
1,674,600	1,706,600	3,911,300	3,986,000
1,728,600	1,761,600	4,095,800	4,174,000
1,783,100	1,817,200	4,209,600	4,290,000
1,842,500	1,877,700	4,320,700	4,403,200
1,902,600	1,939,000	4,546,100	4,632,900
1,977,500	2,015,200	4,766,800	4,857,800
2,024,800	2,063,500	4,810,100	4,902,000
2,085,600	2,125,500	4,981,600	5,076,800
2,145,000	2,186,000	5,197,900	5,297,200
2,262,600	2,305,800	5,413,100	5,516,500
2,294,200	2,338,000	5,626,800	5,734,300
2,384,900	2,430,400	5,761,700	5,871,800
2,505,300	2,553,100	5,905,500	6,018,300
2,638,400	2,688,800	6,182,400	6,300,500
2,706,400	2,758,100		

備考

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が6,182,400円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第3

条の規定、第2条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第2条及び付則別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第49号

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、家屋又は償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げ、住宅借入金等特別税額控除の延長等を行い、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>

までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

2・3 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)

_____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(寄附金税額控除)

第34条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の

までの期間

(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

2・3 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び_____第34条の9において「特定配当等」という。)(同号

ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(寄附金税額控除)

第34条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の

所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

(1)～(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住

所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

(1)～(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。

(合計所得金額が133万円以下であるものに限る)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条に

規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)
又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

において「公的年金等受給者」という。)
は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課

する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自

する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を_____軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2・3 略

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」と

2・3 略

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

あるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

- 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。
(寄附金税額控除における特例控除額の

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には

_____、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。
(寄附金税額控除における特例控除額の

特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定によ

特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項、付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定によ

る申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、

る申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 略

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～16 略

17 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

- 9 略

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

- 10 略

修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

13・14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

11 略

12 略

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

13・14 略

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項

に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

_____を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4)～(6) 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準

に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

。

【別記 参照】

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する

車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車

が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(二)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(三)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(二)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(三)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を

が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表略

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(二)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(三)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)
第16条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項_____の規定の適用を

受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割

の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第

受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税

の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

___の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

___中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

___の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

___中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。

)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第5

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第3

7号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第3

4条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

第19条の2 略

4条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

__の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

第19条の2 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に

定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする

。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市

民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条

民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条

の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

6 略

の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 略

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>

第3号	100分の3	100分の2
-----	--------	--------

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 第4条 略</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第5条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</p> <hr/> <p>旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p>	<p>付 則 第4条 略</p> <p>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>第4条の2 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(改修特別特定建築物 に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第5条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家屋が高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む</p>

<p>(4)～(6) 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>。)のいずれに該当するか^{の別} (4)～(6) 略 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに付則第6条の改正規定及び付則第7条の3の2第1項の改正規定(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第1条中第63条の改正規定及び付則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第1条中第34条の7第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、付則第9条の2の改正規定及び付則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 第1条中付則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例(次項において「1号改正後条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の一宮市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前

の例による。

- 2 1号改正後条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例(第5項において「4号改正後条例」という。)付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 4号改正後条例付則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条** 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(次条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、

なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。付則第6条第2項において「旧法」という。)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(一宮市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 一宮市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (<u>軽自動車税</u> に関する経過措置) 第3条・第4条 略 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る一宮市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	付 則 (<u>軽自動車税</u> に関する経過措置) 第3条・第4条 略 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る一宮市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第50号

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例

一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成26年一宮市条例
第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為のうち本市に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2条第1項の地域経済牽引事業の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。))以外の倉庫にあつては、積載重量5トン以上の大型自動車が8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるものに限る。)(以下「工場等」という。)の建築のための開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為のうち本市に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2条第1項の地域経済牽引事業の促進を図るため市長が指定する業種に属する事業の用に供する工場、研究所又は倉庫(物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定する特定流通業務施設である倉庫(以下「認定倉庫」という。))以外の倉庫にあつては、積載重量5トン以上の大型自動車が8台以上配置され、又は一日当たりの発着貨物が80トン以上あるものに限る。)(以下「工場等」という。)の建築のための開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業に係る排水人口の数値を引き上げ、及び1日最大汚水処理量の数値を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係) 1 略 2 下水道事業 (1) 略 (2) 排水人口 <u>262,100人</u> (3) 1日最大汚水処理量 <u>169,600立方</u> <u>メートル</u>	別表(第2条関係) 1 略 2 下水道事業 (1) 略 (2) 排水人口 <u>268,500人</u> (3) 1日最大汚水処理量 <u>148,000立方</u> <u>メートル</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小信ポンプ場の改築工事委託に関する協定の締結について

次のとおり小信ポンプ場の改築工事委託に関する協定の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 委託に係る工事名称 | 小信ポンプ場の改築工事 |
| 2 | 委託に係る工事場所 | 一宮市西萩原地内 |
| 3 | 委託に係る工事概要 | 小信ポンプ場改築工事一式 |
| 4 | 協定の方法 | 随意契約 |
| 5 | 協定金額 | 829,000,000円 |
| 6 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団 |

1号調整池築造工事の請負契約の締結について

次のとおり1号調整池築造工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 1号調整池築造工事(週休2日)
- 2 工事場所 外崎土地区画整理事業施行地区内他
- 3 工事概要 (1) 調整池本体工一式
(2) 樋^ひ門・樋^ひ管本体工一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,098,460,000円
- 6 契約の相手方 一宮市木曾川町外割田字寺前82番地
大興建設株式会社

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
 - (1) 受入供給設備工事一式
 - (2) 燃焼設備工事一式
 - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
 - (4) 排ガス処理設備工事一式
 - (5) 給排水配管設備工事一式
 - (6) 余熱利用発電設備工事一式
 - (7) 通風設備工事一式
 - (8) 灰出し設備工事一式
 - (9) 電気計装設備工事一式
 - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 399,300,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店

衛生処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について

次のとおり衛生処理施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 衛生処理施設基幹的設備改良工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山8番地
- 3 工事概要 (1) 機械設備工事一式
(2) 配管ダクト設備工事一式
(3) 電気計装設備工事一式
(4) 土木建築設備工事一式
(5) 附帯工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 4,056,800,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市昭和区阿由知通4丁目13番地
株式会社クリタス 東海支店

議案第56号

一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、一宮市民会館特定天井等改修工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 一宮市民会館特定天井等改修工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目5番1号
- 3 工事概要 市民会館改修工事
(1) ホール天井改修工事一式
(2) 座席更新工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初契約(令和6年12月23日議決)	588,500,000円
第1回変更契約(令和7年4月16日専決)	597,438,600円
今回の変更契約	606,437,700円

- 6 契約の相手方 一宮市西島町5丁目8番地
昭和土建株式会社

外割田保育園建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、外割田保育園建設工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 外割田保育園建設工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市木曾川町外割田字摺鉢27番地
- 3 工事概要 (1) 園舎建設工事一式
ア 構造 鉄筋コンクリート造 2階建
イ 延べ床面積 1,778.42㎡
(2) 付属建物工事一式
(3) 外構工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初契約(令和7年12月24日議決)	757,680,000円
今回の変更契約	803,970,200円

- 6 契約の相手方 一宮市和光2丁目1番21号 日愛ビル
日愛工業株式会社

議案撤回

パーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結について

次のとおり一宮市指定避難所において使用するパーティション及び簡易ベッドの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 避難所用パーティション及び簡易ベッド
- 2 数 量 (1) パーティション 2,600張
(2) 簡易ベッド 7,000台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 60,434,000円
- 5 契約の相手方 一宮市新生1丁目2番8号 ニッセイ一宮ビル3階
株式会社大塚商会 名古屋北営業所

ごみ焼却施設定期修繕用部品の売買契約の締結について

次のとおり環境センターにおいて使用するごみ焼却施設定期修繕用部品の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 ごみ焼却施設定期修繕用部品
- 2 数 量 一式
- 3 契 約 方 法 随意契約
- 4 契 約 金 額 39,386,600円
- 5 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

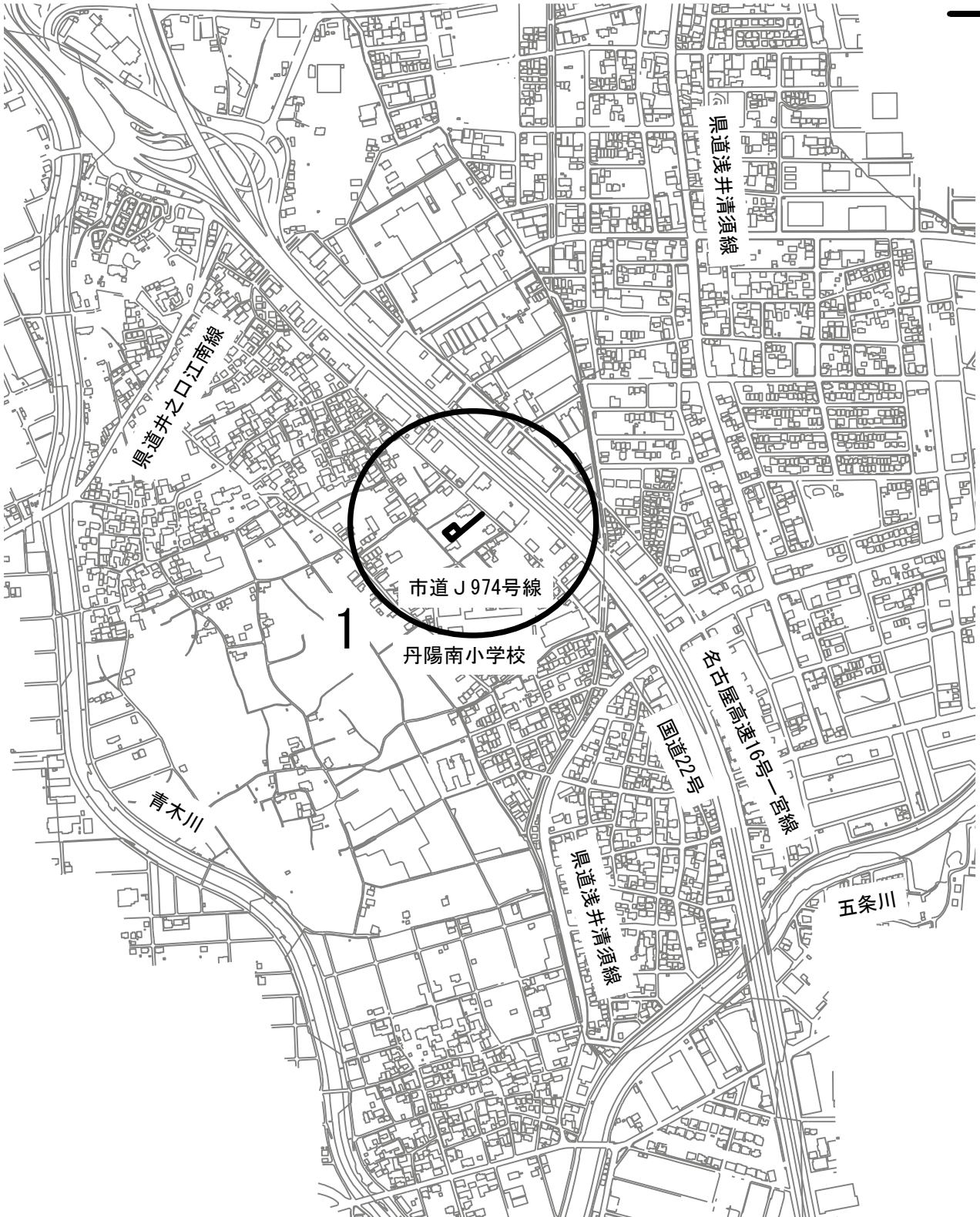
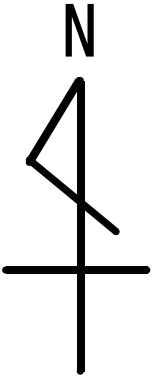
一宮市長 中野正康

凡	例
1	路線認定整理番号
	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線認定

案内図

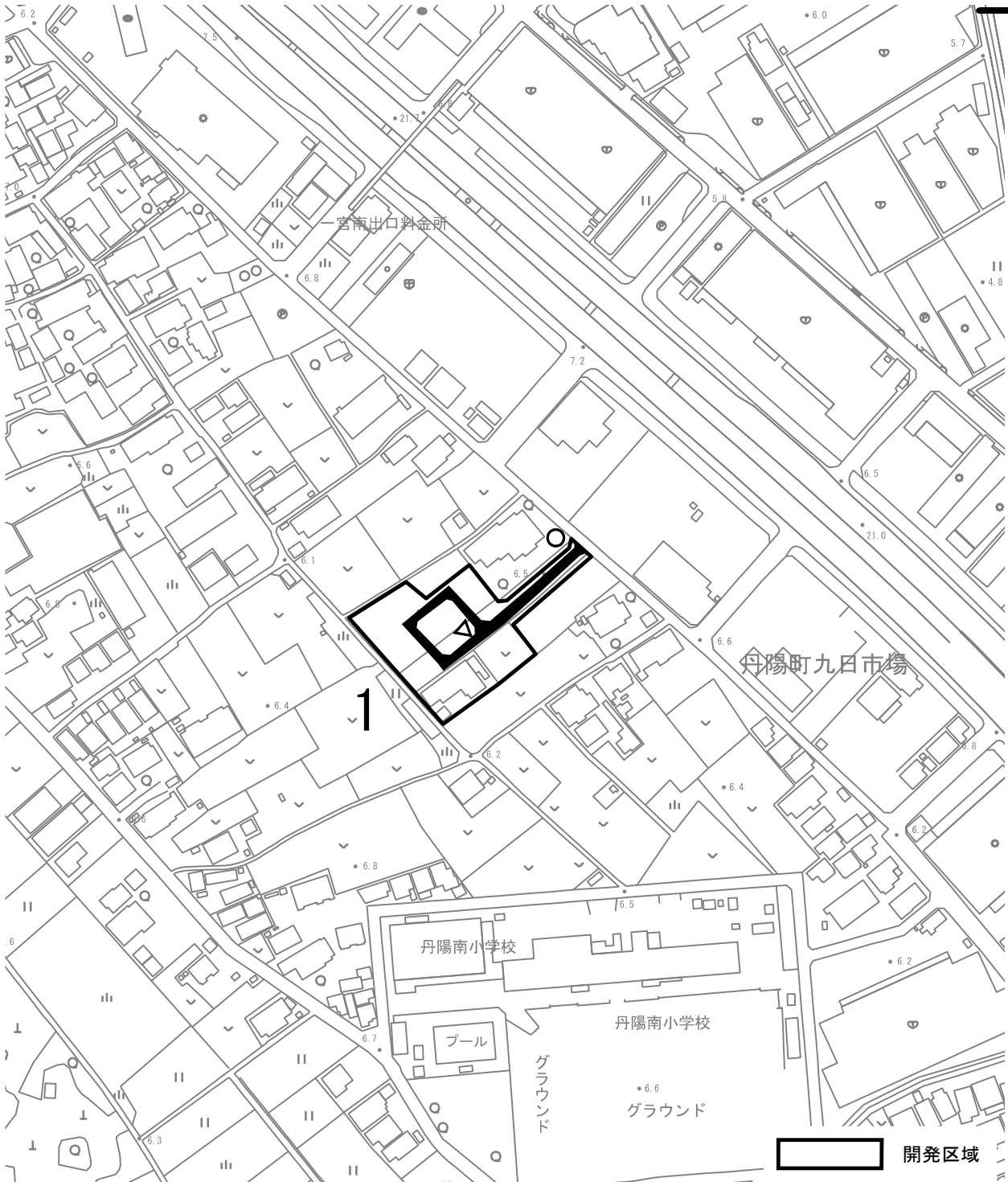
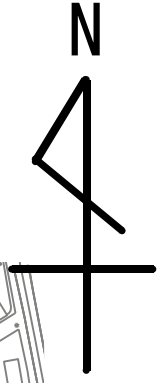
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1 / 2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道J974号線	148.6	4.0	8.2(起点)

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(令和8年3月31日専決)

令和8年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第24号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p>

条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割 〃 の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 〃 の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(種別割 〃 の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 種別割 〃 の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(種別割 〃 に関する申告又は報告)

第87条 種別割 〃 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにそ

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにそ

の者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する種別割は、これを減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、種別割の減免申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合

の者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 略

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち市長において必要があると認めるものに対して課する軽自動車税は、これを減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、軽自動車税の減免申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合

においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

- 4 市長は、第1項によるもののほか、その他特別な事情がある場合は、種別割を減免することができる。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許

においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

- 4 市長は、第1項によるもののほか、その他特別な事情がある場合は、軽自動車税を減免することができる。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許

情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、種別割の減免申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないことと

情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、軽自動車税の減免申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないことと

なったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割 が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

なったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。

19・20 略

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)
第15条の3の2 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する三輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(1) 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した三輪以上の軽自動車に代わるものと認められる三輪以上の軽自動車の取得

(2) 取得した三輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得

(3) 身体障害者又は精神障害者等で規則で定めるものが、自ら運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得

(4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの(以下「重度身体障害者」という。)又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障

10 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

15・16 略

<p><u>害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該三輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)</u>における<u>当該三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(5) <u>身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。)</u>が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における<u>当該三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(6) <u>構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>(7) <u>専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた三輪以上の軽自動車の取得</u></p> <p>2 <u>市長は、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の三輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。</u></p>	
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則	付 則
(<u>法附則第15条第32項</u> の条例で定める割合)	(<u>法附則第15条第31項</u> の条例で定める割合)
第2条 <u>法附則第15条第32項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。	第2条 <u>法附則第15条第31項</u> の条例で定める割合は、3分の2とする。

<p>(<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第3条 <u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 <u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第4条 <u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>(<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第3条 <u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 <u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合)</p> <p>第4条 <u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>670,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>670,000円</u>とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、同条第4項本</p>

文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2～4 略

文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ケ 略

2～4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

第2項第1号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 8. 3. 3	令和 7. 11. 27	交通事故	73,511円	31,601円	資産税課
令和 8. 3. 26	令和 7. 12. 24	交通事故	320,000円	320,000円	健康支援課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和8年3月12日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

準用河川千間堀川橋梁改良工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当初契約(令和7年6月26日議決)	167,970,000円
今回の変更契約(令和8年3月12日専決)	173,490,900円
当初契約と今回の変更契約との差	5,520,900円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

護岸ブロックの復旧にあたり、現場発生材の再利用を計画していたが、当該現場発生材の損傷又は劣化により再利用が困難であることが判明し、品質確保及び構造の安定を図るべく購入材で施工する等のため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日
令和8年5月8日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容
 - (1) 契約名称
外割田保育園仮設園舎設置工事(週休2日)の請負契約
 - (2) 契約金額

当初契約(令和7年6月26日議決)	179,520,000円
第1回変更契約(令和7年12月3日専決)	184,460,100円
今回の変更契約(令和8年5月8日専決)	185,418,200円
当初契約と今回の変更契約との差	5,898,200円

- (3) 契約金額の増額変更に係る理由
令和8年3月に労務単価が改正され、及び建設資材の価格変動に伴い資材単価が改定されたことにより、一宮市公共工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づき請負代金額の増額に係る請求があったため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日
令和8年3月24日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容
 - (1) 契約名称
旧中央看護専門学校・旧スケート場解体工事(週休2日)の請負契約
 - (2) 契約金額

当初契約(令和7年6月26日議決)	229,790,000円
今回の変更契約(令和8年3月24日専決)	244,725,800円
当初契約と今回の変更契約との差	14,935,800円
 - (3) 契約金額の増額変更に係る理由
解体工法を圧砕工法からワイヤソーイング工法に変更したため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日
令和8年4月9日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容
 - (1) 契約名称
一宮市民会館外壁等改修工事(週休2日)の請負契約
 - (2) 契約金額

当初契約(令和7年6月26日議決)	192,280,000円
今回の変更契約(令和8年4月9日専決)	195,192,800円
当初契約と今回の変更契約との差	2,912,800円

- (3) 契約金額の増額変更に係る理由
令和8年3月に労務単価が改正され、及び建設資材の価格変動に伴い資材単価が改定されたことにより、一宮市公共工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づき請負代金額の増額に係る請求があったため

報告第11号

令和7年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度 愛知県一宮市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前 通 繰	年 度 次 額				計	繰 越 金	特 定 財 源		
												国 支 出	県 金	市 債
2	総務費	1 総務管理費	旧中央看護専門学校・ 旧スケート場 解体事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			246,000,000	182,000,000	0	182,000,000	0	182,000,000	182,000,000	18,200,000	0	163,800,000	0	
3	民生費	3 児童福祉費	外割田保育園 新設事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			1,468,200,000	135,900,000	0	135,900,000	130,824,800	5,075,200	5,075,200	975,200	0	4,100,000	0	
8	土木費	3 水路費	流域貯留施設 築造事業 (三ツ井公園)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			1,980,000,000	1,134,000,000	400,000,000	1,534,000,000	870,352,000	663,648,000	663,648,000	3,448,000	487,500,000	172,700,000	0	
		4 都市計画費	ツインアーチ138 外壁塗装事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			307,340,000	130,000,000	0	130,000,000	50,020,000	79,980,000	79,980,000	19,980,000	0	60,000,000	0	
		5 都市開発費	区画整理事業化 促進事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			229,300,000	86,780,000	0	86,780,000	0	86,780,000	86,780,000	69,470,000	17,310,000	0	0	
10	教育費	1 教育総務費	一宮市民会館 特定天井等 改修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			1,270,000,000	548,310,000	0	548,310,000	415,068,000	133,242,000	133,242,000	21,442,000	0	111,800,000	0	
		3 中学校費	各校空調設備 設置事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			76,000,000	22,800,000	0	22,800,000	9,860,000	12,940,000	12,940,000	40,000	0	12,900,000	0	
計			5,576,840,000	2,239,790,000	400,000,000	2,639,790,000	1,476,124,800	1,163,665,200	1,163,665,200	133,555,200	504,810,000	525,300,000	0	

報告第12号

令和7年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度 愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	食料品物価高騰支援金給付事業					
		消耗品費	100,000	100,000	0	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国) 1,915,174,000	0
		手数料	29,414,000	29,414,000			
		食料品物価高騰支援金給付事務委託料	228,075,000	228,075,000			
		食料品物価高騰支援金公金受取口座照会委託料	2,970,000	2,970,000			
		食料品物価高騰支援金コンビニATM支払委託料	804,615,000	804,615,000			
		食料品物価高騰支援金	850,000,000	850,000,000			
2 総務費	3 戸籍住民登録費	戸籍事務事業					
		総合行政システム(基盤住基系)戸籍管理システム改修委託料	20,108,000	20,108,000	0	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国) 7,576,000	12,532,000
2 総務費	3 戸籍住民登録費	住民基本台帳事務事業					
		総合行政システム(基盤住基系)住民記録システム改修委託料	15,628,000	15,628,000	0	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国) 14,779,000	849,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 民生費	3 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業					
		時間外勤務手当	235,000	0	0	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金	0
		印刷製本費	6,000	6,000			
		通信運搬費	120,000	120,000		(国) 10,000,000	
		手数料	78,000	78,000		物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金	
		物価高対応子育て応援手当費	10,000,000	10,000,000		(国) 204,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	日光川2号放水路関連公共補償事業					
		道路用地購入費	959,000	958,575	公共補償金	0	0
					958,575		
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線舗装改良事業					
		幹線舗装改良工事請負費	71,000,000	71,000,000	0	防災・安全交付金	130,000
						(国) 34,270,000	
						道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 36,600,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁保全事業 橋梁保全工事請負費	23,900,000	23,900,000	0	防災・安全交付金 (国) 6,450,000 道路メンテナンス事業 補助金 (国) 3,355,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 14,000,000	95,000
8 土木費	3 水路費	土地改良事業補助事業(西成土地改良区) 土地改良事業補助金	5,000,000	4,963,430	0	0	4,963,430
8 土木費	3 水路費	洪水ハザードマップ修正事業 印刷製本費	3,909,000	3,909,000	0	防災・安全交付金 (国) 1,500,000	2,409,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	3 水路費	流域貯留施設築造事業 測量・設計業務委託料	14,980,000	14,980,000	0	特定都市河川流域貯留施設補助金 (国) 6,000,000 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金 (県) 3,000,000	5,980,000
8 土木費	4 都市計画費	緊急輸送道路無電柱化事業 公共街路整備工事請負費 電線共同溝整備工事負担金	57,000,000 51,500,000	57,000,000 51,500,000	0	無電柱化推進計画事業補助金 (国) 44,000,000 道路整備事業 (都市計画債) (市債) 64,500,000	0
8 土木費	4 都市計画費	かわまちづくり推進事業 かわまちづくり推進業務委託料 各種公園整備工事請負費	6,000,000 11,000,000	6,000,000 11,000,000	0	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (国) 7,500,000	9,500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業 各種公園整備工事請負費	10,500,000	10,500,000	0	防災・安全交付金 (国) 5,000,000 公園緑地整備事業 (市債) 5,500,000	0
8 土木費	4 都市計画費	富田山公園再整備事業 富田山公園再整備業務委託料	14,382,000	14,382,000	0	0	14,382,000
8 土木費	4 都市計画費	道路附属物保全事業 道路附属物点検委託料	20,100,000	20,100,000	0	防災・安全交付金 (国) 10,000,000	10,100,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	自転車通行空間整備事業 設計委託料	2,940,000	2,940,000	0	防災・安全交付金 (国) 1,574,000 交通安全対策事業 (市債) 1,200,000	166,000
8 土木費	5 都市開発費	まちなかウォークアブル推進事業 測量・設計業務委託料	14,272,000	14,271,400	0	社会資本整備総合交付金 (国) 5,900,000	8,371,400
9 消防費	1 消防費	消防車両更新管理事業 自動車購入費	184,228,000	184,228,000	0	消防防災施設等整備費補助金 (国) 54,428,000 消防施設整備事業 (市債) 99,800,000	30,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場等トイレ改修事業(中学校) 校舎等大規模改造工事請負費	15,200,000	15,200,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 2,825,000 中学校屋内運動場等 トイレ改修事業 (市債) 12,300,000	75,000
10 教育費	3 中学校費	屋内運動場空調整備事業(中学校) 各校空調設備設置工事請負費	58,330,000	58,330,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 23,987,000 中学校屋内運動場空調 設備整備事業 (市債) 34,300,000	43,000
計			2,526,549,000	2,526,276,405	958,575	2,425,722,000	99,595,830

報告第13号

令和7年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度

愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既 特 定 財 源	未 特 定 財 源	一 般 財 源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	4 都市 計画費	公園施設長寿命化対策事業 各種公園整備工事請負費	105,260,100	65,209,900	40,050,200 (うち繰越明許費 10,120,000)	0	29,930,200	0	防災・安全交付金 (国) 17,100,000 公園緑地整備事業 (市債) 11,600,000	1,230,200	大野極楽寺公園長寿命化対策工事において、大型複合遊具(特注品)の部材の一部に輸入部材が必要であり、部材供給の不安定な状況の影響によって入荷の遅延が発生し、納入時期が遅れたことにより、年度内の工事完了が不可能となったため。 なお、代替部材の検討を行ったが、国内メーカーでの製造がなく調達は困難であった。
計			105,260,100	65,209,900	40,050,200	0	29,930,200	0	28,700,000	1,230,200	

報告第14号

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費遡次繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費遡次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次 繰越額に 係る内訳		翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				交付金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川配水場 内配管工事	382,000,000	58,000,000	—	58,000,000	46,695,000	11,305,000	11,305,000	0	11,305,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費	今伊勢町本神戸 牛洗地内ほか 配水管改良工事	2,367,000,000	48,000,000	—	48,000,000	0	48,000,000	48,000,000	16,000,000	32,000,000	0

報告第15号

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						交付金	企業債	損留	益勘定資金			
1	資本的支出	1 建設改良費	木曾川町内割田二の通り地内ほか配水管改良工事	110,000,000	0	110,000,000	19,000,000	91,000,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、基幹管路の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1	資本的支出	1 建設改良費	大毛高木地内ほか配水管改良工事	82,000,000	0	82,000,000	14,080,000	67,600,000	320,000	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1	資本的支出	1 建設改良費	高田郷廻り地内ほか配水管改良工事	29,000,000	0	29,000,000	3,400,000	25,600,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1	資本的支出	1 建設改良費	千秋町加納馬場松下地内ほか配水管改良工事	45,000,000	0	45,000,000	7,600,000	37,400,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1	資本的支出	1 建設改良費	千秋町小山山王地内ほか配水管改良工事	56,000,000	0	56,000,000	7,200,000	48,800,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越額に係 る要する たな卸資 産の購入 限度額	説 明
						交 付 金	企 業 債	損 益 勘 定 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	大和町苅安賀薬師堂地内 ほか配水管改良工事	88,000,000	0	88,000,000	16,400,000	71,600,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	萩原町林野石松地内 ほか配水管改良工事	46,000,000	0	46,000,000	8,300,000	37,700,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	東五城東備前地内 ほか配水管改良工事	88,000,000	0	88,000,000	15,100,000	72,900,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町外割田南青木地内 ほか配水管改良工事	44,000,000	0	44,000,000	6,500,000	37,500,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田六ノ通り地内 ほか配水管改良工事	76,000,000	0	76,000,000	14,100,000	61,900,000	0	0	0	本工事は、令和8年度に予定していたものであり、重要施設配水管の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和7年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。

報告第16号

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌 繰 る	年 越 財	度 額 源	通 に 内	次 係 訳	翌年度通次 繰越額に係る たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計									
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	公園通3丁目 地内ほか 雨水管布設工事	430,000,000	105,000,000	—	105,000,000	21,500,000	83,500,000	83,500,000	41,750,000	41,700,000		50,000	0	

報告第17号

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債	損益勘定留保資金			
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	荇安賀1丁目地内ほか下水道管路施設詳細耐震診断業務委託	70,000,000	0	70,000,000	0	24,500,000	0	45,500,000	0	0	本委託は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	音羽3丁目地内ほか下水道管路施設詳細耐震診断業務委託	18,000,000	0	18,000,000	0	6,000,000	0	12,000,000	0	0	本委託は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	平和2丁目地内ほか下水道管改良実施設計業務委託	30,000,000	0	30,000,000	0	10,500,000	19,500,000	0	0	0	本委託は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	八幡5丁目地内ほか下水道管改良実施設計業務委託	27,000,000	0	27,000,000	0	9,000,000	18,000,000	0	0	0	本委託は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道資本的支出	1 建設改良費	柳戸ポンプ場電線管路ほか耐水化工事	34,000,000	0	34,000,000	0	12,500,000	21,500,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、耐水化の早期完了のため早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	向山南1丁目地内ほか 下水道管更生工事	121,000,000	0	121,000,000	54,000,000	0	67,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	多加木5丁目地内ほか 下水道管更生工事	146,000,000	0	146,000,000	64,000,000	0	82,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	多加木1丁目地内ほか 下水道管更生工事	148,000,000	0	148,000,000	64,500,000	0	83,500,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	羽衣2丁目地内ほか 下水道管更生工事	14,000,000	0	14,000,000	0	6,000,000	8,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	泉下2丁目地内ほか 下水道管更生工事	16,000,000	0	16,000,000	0	7,000,000	9,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	本町4丁目地内ほか 下水道管更生工事	40,000,000	0	40,000,000	0	18,000,000	22,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	北園通4丁目地内ほか 下水道管更生工事	42,000,000	0	42,000,000	0	19,000,000	23,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	北園通2丁目地内 ほか雨水管布設工事	116,262,300	40,000,000	76,262,300	0	2,150,000	72,400,000	1,712,300	0	0	本工事と同一工区内で施工された別途工事の完了が遅れたため、本工事の着手が遅れた結果、年度内の完成が見込めなくなりました。
特定区域 2 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大和町馬引東中境地内ほか 下水道管改良実施設計業務委託	22,000,000	0	22,000,000	0	7,500,000	14,500,000	0	0	0	本委託は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
特定区域 2 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町黒田山地内 ほか下水道管更生工事	21,000,000	0	21,000,000	0	9,000,000	12,000,000	0	0	0	本工事は令和8年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和7年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和8年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

報告第18号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和7年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和7年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

1 事業の状況

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校 189	中学校 189	
共同調理場	小学校 189	中学校 189	4,252,444
単独校調理場	小学校 189	中学校 189	1,361,660
合 計			5,614,104

イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された25業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場及び東浅井給食センターに提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

年間物資購入額

税込 (単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
共同調理場	701,586,267	324,352,072	284,948,369	1,310,886,708
単独校調理場	227,389,630	101,150,957	92,111,993	420,652,580
合 計	928,975,897	425,503,029	377,060,362	1,731,539,288

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

税込 (単位: 円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	285	325	1,238,111,148
単独校調理場	285	325	397,567,296
合 計			1,635,678,444

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
共同調理場	32	15,474	15	7,975	47	23,449
単独校調理場	10	4,948	4	2,575	14	7,523
合 計	42	20,422	19	10,550	61	30,972

(3) 学校給食についての調査研究、普及充実に関する事業

ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工・製造を行う業者6社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

イ 各種研究会、協議会への参加

- 市教育委員会研究会等
 - ・ 学校給食献立作成委員会（10回通常開催）

ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

○ 試食会開催数

		校 数	件 数	食 数
共同調理場	小学校	29	53	1,009
	中学校	9	13	251
単独校調理場	小学校	10	23	346
	中学校	3	4	96
合 計		51	93	1,702

エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（5月・12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業（1月24日～30日）地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

2026年3月31日現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋 信哉	2025. 5. 13	一宮市教育委員会教育長
副会長	古田 いず美	2025. 5. 13	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会長
副会長	凶師 泰洋	2025. 5. 13	一宮市小中学校長会長
理事長	石田 浩貳	2025. 5. 13	一般財団法人一宮市学校給食会事務局長
常務理事	岸上 三次郎	2025. 5. 13	一宮市教育委員会教育部学校給食課長
理事	柘植 康	2025. 5. 13	一宮市保健所保健衛生課長
理事	太田 崇	2025. 5. 13	一宮市小中学校長会専門委員会給食委員長
理事	丹羽 あゆみ	2025. 5. 13	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
理事	大塚 真紀	2025. 5. 13	一宮市立小中学校食育・給食主任
理事	森 敬一	2025. 5. 13	一宮市教育委員会教育部長
理事	尾関 良彦	2025. 5. 13	一宮市教育委員会教育部学校教育課長
監事	戸田 恭子	2025. 5. 13	一宮市小中学校長会専門委員会給食副委員長
監事	安藤 望	2025. 5. 13	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
監事	谷口 純一	2025. 5. 13	一宮市教育委員会教育部総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 2025. 5. 13	1 令和6年度事業報告の承認に関する件 2 令和6年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件	出席者 11	原案承認
開催日 2025. 5. 13	1 会長、副会長、理事長並びに常務理事の互選に関する件 2 業者選定委員の選任に関する件 報告 令和7年度事業計画並びに収支予算書について	出席者 10	原案承認
開催日 2025. 12. 25	1 令和7年度収支補正予算の承認について 2 令和8年度事業計画の承認について 3 令和8年度収支予算の承認について 4 2026・2027年度学校給食用物資納入業者の指定について 5 評議員会の開催について	出席者 7	原案承認

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 2025. 5. 13	1 役員の選任に関する件 2 評議員の選任に関する件 3 令和6年度決算報告の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	出席者 7	原案承認

ウ 監査会

	開催内容
開催日 2025. 5. 8	令和6年度事業報告及び決算の監査について 公益目的支出計画実施報告書の監査について
開催日 2025. 11. 12	令和7年度予算執行状況の監査について

エ 業者選定委員会

開催日	開催内容
2025. 12. 4	2026・2027年度学校給食用物資納入業者の選定審査について

オ 物資選定委員会

開催日	開催内容
年間11回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間6回 5. 6. 9. 10. 11. 2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定

正味財産増減計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10,586	1,819	8,767
基本財産収入	10,586	1,819	8,767
事業収益	1,514,517,460	1,559,195,358	△ 44,677,898
給食費収入	1,514,517,460	1,559,195,358	△ 44,677,898
給食費収入(共同調理場)	1,146,399,505	1,180,500,837	△ 34,101,332
給食費収入(単独校調理場)	368,117,955	378,694,521	△ 10,576,566
受取市補助金	118,259,371	52,050,761	66,208,610
市補助金	118,259,371	52,050,761	66,208,610
市補填金	0	0	0
雑収益	2,740,057	2,445,690	294,367
雑入	2,740,057	2,445,690	294,367
経常収益計	1,635,527,474	1,613,693,628	21,833,846
(2) 経常費用			
事務費	22,468,636	20,373,113	2,095,523
給料	7,206,000	6,725,970	480,030
諸手当	5,400,743	4,834,629	566,114
共済費	3,813,954	3,596,497	217,457
賃金	4,361,352	4,002,005	359,347
報償費	286,400	276,400	10,000
旅費	36,260	43,720	△ 7,460
需用費	824,237	345,975	478,262
役務費	525,046	535,799	△ 10,753
負担金・補助及び交付金	14,644	11,718	2,926
公課費	0	400	△ 400
事業費	1,610,346,409	1,591,369,223	18,977,186
原材料費(共同調理場)	1,219,295,357	1,204,885,628	14,409,729
原材料費(単独校調理場)	391,051,052	386,483,595	4,567,457
徴収不能額	0	0	0
雑費	0	0	0
減価償却費	83,351	149,406	△ 66,055
管理費	1,960,629	1,816,822	143,807
給料	800,700	747,330	53,370
諸手当	591,551	527,138	64,413
共済費	423,736	399,572	24,164
旅費	12,120	10,700	1,420
役務費	99,895	99,780	115
負担金・補助及び交付金	1,627	1,302	325
公課費	31,000	31,000	0
経常費用計	1,634,859,025	1,613,708,564	21,150,461

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	668,449	△ 14,936	683,385
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	668,449	△ 14,936	683,385
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5	0	5
経常外費用計	5	0	5
当期経常外増減額	△ 5	0	△ 5
当期一般正味財産増減額	668,444	△ 14,936	683,380
一般正味財産期首残高	126,860	141,796	△ 14,936
一般正味財産期末残高	795,304	126,860	668,444
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,795,304	10,126,860	668,444

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,046,377	2,056,196	10,990,181
売掛金	118,202,685	112,090,660	6,112,025
未収金	0	0	0
前払金	0	0	0
仮払消費税等	0	124,979,858	△ 124,979,858
流動資産合計	131,249,062	239,126,714	△ 107,877,652
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	795,304	143,860	651,444
その他固定資産合計	795,304	143,860	651,444
固定資産合計	10,795,304	10,143,860	651,444
資産合計	142,044,366	249,270,574	△ 107,226,208
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	127,926,105	111,645,789	16,280,316
未払金	3,081,655	2,325,260	756,395
預り金	209,902	175,807	34,095
仮受消費税等	0	124,979,858	△ 124,979,858
未払消費税等	31,400	17,000	14,400
流動負債合計	131,249,062	239,143,714	△ 107,894,652
負債合計	131,249,062	239,143,714	△ 107,894,652
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	795,304	126,860	668,444
正味財産合計	10,795,304	10,126,860	668,444
負債及び正味財産合計	142,044,366	249,270,574	△ 107,226,208

財 産 目 録

2026年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,046,377		
当座預金	203,047		
ゆうちょ銀行一宮支店	203,047		
普通預金	12,843,330		
三菱UFJ銀行一宮支店	12,843,330		
売掛金	118,202,685		
流動資産合計		131,249,062	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	795,304		
その他固定資産合計	795,304		
固定資産合計		10,795,304	
資産合計			142,044,366
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	127,926,105		
未払金	3,081,655		
預り金	209,902		
未払消費税等	31,400		
流動負債合計		131,249,062	
負債合計			131,249,062
正味財産			10,795,304

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
 什器備品の減価償却は、定額法による。
- (2) 消費税等の会計処理
 消費税の会計処理は、税抜き方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

仮 払 消 費	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産 定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	2,336,270	1,540,966	795,304

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末 残 高	貸借対照表上
						の記載区分
市補助金収入	(合計)		118,259,371	118,259,371		
市補助金(運営補助金)	一宮市	0	22,398,527	22,398,527	0	一般正味財産
市補助金(学校給食費保護者負担軽減補助金)	一宮市	0	30,758,844	30,758,844	0	一般正味財産
市補助金(学校給食食材高騰対策補助金)	一宮市	0	65,102,000	65,102,000	0	一般正味財産

報告第19号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和7年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

2025年度一宮市土地開発公社事業報告

1 事業の概要

(1) 用地取得

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地を取得しました。

(2) 用地処分

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地を処分しました。

2 理事会議決議案

(1) 2025年5月15日開催分

議案第3号 2024年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第4号 2024年度一宮市土地開発公社決算について

議案第5号 一宮市土地開発公社職員就業規則の一部改正について

(2) 2026年2月12日開催分

協議事項第1号 一宮市土地開発公社理事長の互選について

議案第1号 2026年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第2号 2026年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

議案第3号 一宮市土地開発公社役員の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について

議案第4号 一宮市土地開発公社職員就業規則の一部改正について

3 用地取得

区 分	事 業 名	取得年月日	面 積(㎡)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2025. 4. 15	6.23	2,679,437
	そ の 他	—	0.00	0
合 計		—	6.23	2,679,437

4 用地処分

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積(㎡)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2025	6.23	2,679,437
合 計		—	6.23	2,679,437

その他費用(円)		取得総額(円)	処分子定年度	備 考
支払利息	その他			
0	0	2,679,437	2025	
1,898,864	0	1,898,864	—	
1,898,864	0	4,578,301	—	

その他費用(円)		処分総額(円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
0	0	2,679,437	2025年7月30日 処分	一宮市	
0	0	2,679,437	—	—	

5 用地保有状況

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積 (㎡)	用地・補償費 (円)
公有用地	公共予定地	1980ほか	4,970.79	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	1996	781.09	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	1996	664.13	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	2006	1,744.81	31,100,000
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	1982	965.36	43,802,765
	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	2021	248.89	12,295,166
	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2025	(6.23)	(2,679,437)
	小 計	—	9,375.07	537,625,920
代替地	公共事業等代替地	1974ほか	4,697.01	465,162,739
合 計		—	14,072.08	1,002,788,659

※ () 内は、2025年度内に取得・処分を実施したため、小計及び合計欄には反映されていません。

その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分子定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
3,485,384	0	74,252,138	2030まで	一宮市	
2,963,477	0	63,133,655	2030まで	一宮市	
0	0	31,100,000	2030まで	一宮市	
2,130,778	0	45,933,543	2029まで	一宮市	
153,002	0	12,448,168	2030まで	一宮市	
0	0	0	2025	一宮市	2025年7月30日処分
80,053,476	402,970	618,082,366	—	—	
55,558,995	5,137,553	525,859,287	—	一宮市等	
135,612,471	5,540,523	1,143,941,653	—	—	

2025年度一宮市土地開発公社決算

2025年度一宮市土地開発公社損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	2,802,937	
(2) 附帯等事業収益	7,206,186	10,009,123
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	2,679,437	
(2) 附帯等事業原価	2,178,006	4,857,443
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		5,151,680
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		2,582,065
		<hr/>
事業利益		2,569,615
4 事業外収益		
(1) 受取利息	252,932	
(2) 雑収益	18,000	270,932
	<hr/>	<hr/>
経常利益		2,840,547
		<hr/>
当期純利益		2,840,547
		<hr/> <hr/>

2025年度一宮市土地開発公社貸借対照表
(2026年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1 流動資産			
(1) 現金及び預金	98,712,039		
(2) 公有用地	618,082,366		
(3) 代替地	525,859,287		
(4) 前払費用	963		
流動資産合計	963		1,242,654,655
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
ア 車両その他の運搬具	1,390,055		
減価償却累計額	1,390,054	1	
イ 工具・器具及び備品	233,662		
減価償却累計額	58,416	175,246	
有形固定資産合計	175,246		
(2) 投資その他の資産			
ア 長期性預金	10,000,000		
固定資産合計	10,000,000		10,175,247
資産合計			1,252,829,902

負債の部

1 流動負債			
(1) 短期借入金	381,306,426		
(2) 預り金	432,505		
流動負債合計	432,505		381,738,931
2 固定負債			
(1) 長期借入金	762,635,227		
固定負債合計	762,635,227		762,635,227
負債合計			1,144,374,158

資本の部

1 資本金			
(1) 基本財産	10,000,000		
資本金合計	10,000,000		10,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	95,615,197		
(2) 当期純利益	2,840,547		
準備金合計	98,455,744		98,455,744
資本合計			108,455,744
負債・資本合計			1,252,829,902

2025年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	2,802,937	
その他事業収入	7,224,186	
公有地取得事業支出	△ 4,578,301	
その他事業支出	△ 2,178,006	
人件費支出	△ 2,264,497	
その他の業務支出	△ 473,252	
小計		533,067
利息の受取額		252,932
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		785,999

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増減額		1,898,864
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		1,898,864

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) 2,684,863

5 現金及び現金同等物期首残高 96,027,176

6 現金及び現金同等物期末残高 98,712,039

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 短期借入金 (381,306,426円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

附 属 明 細 表

第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	18,712,039	株式会社三菱UFJ銀行
	通 知	0	
	定 期	80,000,000	1年定期・尾西信用金庫ほか7行
満期保有 目的以外 で保有す る有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
合 計		98,712,039	

第2 公有用地明細表（期首残高・当期增加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	測量試験費
	(㎡)	(円)	(㎡)	(円)	(円)	(円)	
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,882,369	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,819,257	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,704,799	0.00	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,386,178	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	0.00	0	6.23	346,388	2,333,049	0	0
合 計	9,375.07	617,107,465	6.23	346,388	2,333,049	0	0

第3 代替地明細表（期首残高・当期增加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加					
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	測量試験費	
	(㎡)	(円)	(㎡)	(円)	(円)	(円)		(円)
イ	公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0	0
	公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	229,933,244	0.00	0	0	0	0
合 計	4,697.01	524,935,324	0.00	0	0	0	0	

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	369,769	369,769	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	314,398	314,398	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	228,744	228,744	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	61,990	61,990	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2,679,437	6.23	346,388	2,333,049	0	0	0	0	2,679,437
0	974,901	3,654,338	6.23	346,388	2,333,049	0	0	0	0	2,679,437

高 B		当期減少高 C								
その他費用		計 (円)	面積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	923,963	923,963	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	923,963	923,963	0.00	0	0	0	0	0	0	0

第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,295,166	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	0.00	0	0	0	0	0
合 計	9,375.07	537,625,920	0	0	0	402,970

第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C						
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用		
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)	
イ	公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
	公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
3,485,384	74,252,138	
2,963,477	63,133,655	
0	31,100,000	
2,130,778	45,933,543	
153,002	12,448,168	
0	0	2025.7.30 処分
80,053,476	618,082,366	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
22,539,566	230,857,207	
55,558,995	525,859,287	

第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 (期首残高) A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘 要
車両その他の 運搬具	1,390,055 (1)	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車 (2006年5月23日 取得)
工具・器具 及び備品	233,662 (0)	0 (233,662)	0	233,662	58,416	58,416	175,246	ノートパソコン (2024年11月19日 取得)
合 計	1,623,717	0	0	1,623,717	58,416	1,448,470	175,247	

第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金 額	摘 要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社名古屋銀行
合 計	10,000,000	

第6 短期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
大垣西濃信用金庫	0.450	379,407,562	0	379,407,562	0	2025.3.31借入れ (入札)
大垣西濃信用金庫	0.550	0	380,263,567	380,263,567	0	2025.9.30借入れ (入札)
大垣西濃信用金庫	1.050	0	381,306,426	0	381,306,426	2026.3.31借入れ (入札)
合計		379,407,562	761,569,993	759,671,129	381,306,426	

第7 長期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
合計		762,635,227	0	0	762,635,227	

第8 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合計		10,000,000	

第9 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	2,802,937	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	5,289,221	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,916,965	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	7,206,186	
合 計		10,009,123	

第10 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	2,679,437	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	261,041	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,916,965	公共事業等代替地管理費
	小 計	2,178,006	
合 計		4,857,443	

第11 販売費及び一般管理費内訳明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
人件費	2,264,497	報酬 149,900
		給料 1,350,298
		手当 465,584
		法定福利費 292,687
		福利厚生費 6,028
経 費	317,568	需用費 99,038
		役務費 95,314
		公租公課 60,600
		減価償却費 58,416
		雑費 4,200
合 計	2,582,065	

2026年4月17日

一宮市土地開発公社
理事長 中野 正康 様

監事

川松久芳



監事

木野和美



監査意見書

一宮市土地開発公社定款第24条の規定に基づき、2025年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

- 1 監査年月日
2026年4月17日
- 2 監査の対象となった期間
2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
- 3 監査事項
2025年度決算監査
- 4 監査の結果の概況及び意見
2025年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以上

報告第20号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和7年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

第 48 期 営 業 報 告 書

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2025年4月 1日} \\ \text{至 2026年3月31日} \end{array} \right)$

一宮市大和町氏永字仲林140番地の1
一宮地方総合卸売市場株式会社

1 営業報告

(1) 営業の概要

①国内状況について

日本経済は、賃金上昇の進展や物価上昇率の鈍化を背景に、内需を中心とした回復基調が続いています。一方で、米国経済の減速や通商政策の不透明感から輸出は弱含みとなっています。また、国内では生活必需品の値上げが続き、家計の節約志向が根強く、個人消費の持ち直しには力強さを欠いています。こうした要因が重なり、景気回復の勢いはなお限定的です。

こうした経済環境のもと、企業収益は改善し、物価と賃金の好循環が定着しつつあります。中東情勢の不安定化によるエネルギー価格への影響には引き続き注視が必要ですが、企業には適切な価格転嫁と持続的な賃上げ、積極的な投資を継続し、その成果を社会全体の活力向上につなげていくことが期待されます。

生鮮食料品の流通分野では、量販店による産地直送やインターネット販売の拡大など取引形態の多様化が進み、卸売業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。生き残りを図るためには、販路拡大や流通コストの削減に加え、コールドチェーンの強化など品質面での優位性を確保する取り組みを継続することが求められます。

卸売市場には、食の安全性、価格の透明性、安定供給といった固有の強みがあります。こうした優位性を本場の卸売業者が最大限に発揮できるよう、一宮地方総合卸売市場株式会社（以下、「卸売市場(株)」と表記します）は、一宮を含む国内卸売市場（以下「卸売市場」と表記します）の存在意義を広く発信していくことが重要です。

②一宮市の取引状況

一宮地方総合卸売市場（以下、施設を意味する場合は「本市場」と表記します）の卸売事業者の業績は、取扱数量・取扱金額とも長く減少傾向にありましたが、第44期に増加へ転じ、その後はほぼ横ばいで推移しています。

第48期は、前期に比べて取扱数量が約1割増加した一方、キャベツや白菜などの取引価格（単価）が下落したことから、取扱金額は微減となりました。

③卸売市場(株)の取り組み（施設管理）

ア 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

イ 施設の維持管理等

本市場を良好な状態に保つため、施設や設備の保守点検、修繕を行いました。

ウ 関連店舗の利用促進

現在、41区画ある関連店舗のうち、年度当初は34区画を貸し出しており、未利用（空き店舗）は7区画でした。卸売市場（株）では不動産会社への仲介依頼などにより入居促進を図り、結果として年度中に0.5区画の入居がありました。しかし、年度末に0.5区画の退去が発生したため、年度末時点の空き店舗数は7.0区画と、年度当初から変動はありませんでした。

引き続き、空き店舗の解消に向けて積極的に取り組んでいきます。

エ 「一宮地方総合卸売市場の今後のあり方」検討に関する調査（臨時事業）

本市場の将来像を検討・判断するために必要なデータを収集することを目的として、卸売市場と本市場の内外評価を含む概況・動向調査、大規模改修を含めた将来リスクの想定調査、不動産鑑定評価等を委託により実施しました（費用の一部は一宮市が負担）。

調査の中では、他の卸売市場における先進的な取組事例の検証も行っており、その結果を踏まえて、委託事業者から市場運営の方向性や市場施設の他用途利活用の可能性等について提言を受けています。

これらの調査結果を今後の施策検討の基礎資料として活用するとともに、将来的に何らかの判断を行う際の根拠資料として用いていきます。

*委託事業の概要

- ・委託事業名 「一宮地方総合卸売市場の今後のあり方」検討に関する調査
- ・契約金額 9,091,500円
卸売市場(株)は3,553,000円、一宮市は5,538,500円を負担
- ・契約期間 2025年6月2日から2026年3月2日
- ・提出書類 地歴調査報告書、不動産鑑定評価書、調査報告書

④自主的取組

ア 「ぐりーんりんぐ」の発行（地場野菜供給センターの活動）

地場野菜供給センターでは、地場野菜の生産振興と流通促進を図るため、地産地消の推進や食の安全に関する取組を積極的に進めています。具体的には、食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を年4回発行し、市内小学校低学年の各家庭へ配布するとともに、小学校高学年には定置配布を行っています。冊子は、市内の保育園、幼稚園、中学校、高校、公共施設、そして稲沢市の小中学校に配置してPRに努めています。

また、「ぐりーんりんぐ」の項目「季節のおすすめレシピ」については、レシピ動画を制作してYouTubeにて配信しています。レシピ動画は紙面に掲載したQRコードから読み取ることができます。

イ 一般開放事業

本市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため「日曜新鮮市」を実施して発展に努めました。

(2) 本市場における取扱高の状況

青果部門の取扱数量は 10,494.18 トンで前期(9,560.64 トン)に比べて 933.54 トン、9.76%の増でした。一方、取扱金額は 36 億 19 万円で前期(36 億 6,585 万円)に比べて 6,566 万円、1.79%の減となりました。

水産部門の取扱数量は 4.96 トンで前期(4.90 トン)に比べて 0.06 トン、1.22%の増となりました。取扱金額は 536 万円で前期(529 万円)より 7 万円、1.32%の増となりました。

本市場全体では、取扱数量が 10,499.14 トンで前期(9,565.54 トン)に比べて 933.60 トン、9.76%の増、取扱金額は 36 億 555 万円で前期(36 億 7,114 万円)に比べて 6,559 万円、1.79%の減となりました。

当期の営業日数は 248 日(前期 247 日)でした。部類別品目ごとの実績は表記載のとおりです。

取扱品目別実績

部類別 品 目		取扱数量 (t)				取扱金額 (万円)			
		第 4 7 期	第 4 8 期	増減		第 4 7 期	第 4 8 期	増減	
				量	増減率 (%)			金額	増減率 (%)
青果部	野菜	8,674.30	9,494.86	820.56	9.46	323,424	308,554	▲ 14,870	▲ 4.60
	果実	877.50	905.55	28.05	3.20	38,377	38,192	▲ 185	▲ 0.48
	その他	8.84	93.77	84.93	960.75	4,784	13,273	8,489	177.45
	計	9,560.64	10,494.18	933.54	9.76	366,585	360,019	▲ 6,566	▲ 1.79
水産部		4.90	4.96	0.06	1.22	529	536	7	1.32
合計		9,565.54	10,499.14	933.60	9.76	367,114	360,555	▲ 6,559	▲ 1.79

(卸売業者取引高実績報告数値)

(3) 本市場営業者等の概要

①卸売業者

部類別	期首	期末	会社名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000千円

②買受人

買受人数	期首	期末	増減	内訳（エリア別）			
				一宮	稲沢	県内	県外
	143	143	0	87	22	28	6
増減			0	0	0	0	0

③関連事業者（関連事業店舗組合等）

業種	期首	期末	業種	期首	期末
雑穀販売業	1	1	菓子販売業	2	2
食肉販売業	3	3	総合食料品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	運送業	2	2
海苔・乾物販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
青果物販売業	1	2	住宅及び店舗のリフォーム業	2	1
機器販売業	1	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
合 計				19	19

(4) 卸売市場(株)の経営状況 (営業・営業外損益、経常利益、純利益)

①営業損益の状況

当期の営業利益は ▲711,119 円となり、前期 (2,819,002 円) と比べて3,530,121 円減少しました。営業収益は前期より増加しましたが、営業費用の増加幅が大きく、損益が悪化しました。

- ・営業収益：94,125,220 円 (前期比 1,436,642 円の増)

- ・営業費用：94,836,339 円 (前期比 4,966,763 円の増)

営業費用が前期比で増加した主な理由は以下のとおりです

- ・給料手当費：18,964,224 円 (前期比 1,505,363 円の増)

- ・減価償却費：14,723,376 円 (前期比 3,525,972 円の増)

- ・租税公課費：10,394,992 円 (前期比 5,312,842 円の増)

減価償却費は、受変電設備 (キュービクル) の新規設置に伴い減価償却が発生したことによるものです。租税公課費については、前期は設備設置に伴う多額の消費税負担が期末精算で還付されましたが、当期は還付対象がなく 5,451,000 円を納付したため増加しました。そのほか修繕費は前期比 5,832,675 円、雑費は 1,378,480 円 (計 7,211,155 円) 減少しましたが、これらの減少では増加分を吸収できませんでした。

②営業外損益の状況

当期の営業外利益は 5,617,309 円で、前期比 4,460,575 円の減少となりました。

営業外収益が約 300 万円減少し、営業外費用が約 150 万円増加したのが要因です。

- ・営業外収益：7,642,400 円 (前期比 2,970,374 円の減)

- ・営業外費用：2,025,091 円 (前期比 1,490,201 円の増)

営業外収益は、前期に事故損害補償金 (1,561,560 円) や消費税還付 (1,380,000 円) があったものの、当期はこれらがなく減少しました。営業外費用の増加は、受変電設備設置に係る融資の返済が開始したことによる支払利息の増加が要因です。

③経常利益、純利益

今期の経常利益は 4,906,190 円で前期比 ▲7,990,696 円でした。

- ・営業利益：▲711,119 円 (前期比 3,530,121 円の減)

- ・営業外利益：5,617,309 円 (前期比 4,460,575 円の減)

経常利益に特別損益 (1,000 円) を加味し、法人税等 (2,021,304 円) を控除した結果、当期の純利益は 2,885,886 円となり、前期 (8,147,234 円) より 5,261,348 円減少しました。

当期は設備投資に伴う減価償却費や税負担の増加が利益を圧迫しましたが、これらは将来の安定運営に資する費用であり、来期以降はこうした一時的要因の影響は縮小すると見込まれます。

参考資料

損益計算書(前期との比較表)

青は前期差100万円以上

区 分	科 目	第48期	第47期	増減	摘要(主な要因、増減理由)
経常損益の部	【営業収益】				
	市場使用料	91,613,620	90,148,578	1,465,042	主な収入…大協5,374万円、ホスト1,168万円 増理由 マックステムズ 97万円、近岡建35万円
	市場共益費	2,511,600	2,540,000	△ 28,400	
	営業収益合計(A)	94,125,220	92,688,578	1,436,642	
	【営業費用】(一般管理費)				
	給料手当	18,964,224	17,458,861	1,505,363	増理由 …職員給与と人件費増
	賃借料	0	0	0	
	退職給付費用	747,873	896,638	△ 148,765	
	厚生福利費	3,110,260	3,012,031	98,229	
	旅費交通費	180,504	179,356	1,148	
	交際費	0	0	0	
	会議費	3,550	3,894	△ 344	
	広告宣伝費	174,100	242,485	△ 68,385	
	水道光熱費	2,683,805	2,488,552	195,253	電気使用量
	消耗品費	441,658	938,095	△ 496,437	
	修繕費	12,612,429	18,445,104	△ 5,832,675	減理由(実施事業の差異) …前期、店舗(No17-19)改修(685万円)
	保守管理料	6,322,756	6,100,380	222,376	
	借地料	5,569,824	5,569,824	0	
	減価償却費	14,723,376	11,197,404	3,525,972	増理由 …受変電設備(キュービクル)479万3千円
	負担金	3,086,000	2,761,400	324,600	
	租税公課	10,394,992	5,082,150	5,312,842	増理由…消費税545万1千円 (前期は受変電設備設置に伴い還付)
	車輦費	346,673	175,876	170,797	
	火災保険料	3,054,840	2,775,330	279,510	
	通信費	102,323	96,444	5,879	
	リース料	1,213,080	1,213,080	0	
	貸倒償却	0	0	0	
	貸倒引当金戻入額	0	34,000	△ 34,000	
清掃衛生費	5,975,450	4,691,570	1,283,880	増理由(実施事業の差異) …土鳩対策(除去)91万6千円	
雑費	5,128,622	6,507,102	△ 1,378,480	減理由(実施事業の差異) …前期 樹木(カイズ)撤去実施356万円	
営業費用合計(B)	94,836,339	89,869,576	4,966,763		
営業利益C(A-B)	△ 711,119	2,819,002	△ 3,530,121		
営業外損益	【営業外収益】				
	受取利息	23,734	4,092	19,642	
	受取配当金	400	400	0	
	貸貨収入	6,027,288	6,027,288	0	
	雑収入	1,590,978	4,580,994	△ 2,990,016	減理由 …前期、オーバーサイズ-事故損補156万円、 消費税還付138万円
	貸倒引当金戻入額	0	0	0	
	営業外収益合計(a)	7,642,400	10,612,774	△ 2,970,374	
	【営業外費用】				
	支払利息	2,025,091	534,889	1,490,202	増理由…キュービクル設置等に係る費用返済
	雑損失	0	1	△ 1	
営業外費用合計(b)	2,025,091	534,890	1,490,201		
営業外利益D(a-b)	5,617,309	10,077,884	△ 4,460,575		
経常利益(C+D)	4,906,190	12,896,886	△ 7,990,696		
特別損益	特別利益				
	貸倒引当金戻入	1,000	1,000	0	
特別損失	特別損失				
	建設仮勘定除去損	0	0	0	
税引前当期純利益(E)		4,907,190	12,897,886	△ 7,990,696	
法人税	法人税、住民税及び事業税	363,013	297,204	65,809	
	法人税等調整額	1,658,291	4,453,448	△ 2,795,157	
法人税合計(F)		2,021,304	4,750,652	△ 2,729,348	
当期純利益(E-F)		2,885,886	8,147,234	△ 5,261,348	

(5) 卸売市場(株)の庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

- ・ 定時株主総会

2025年5月15日

第1号議案 任満了に伴う取締役の選任について

第2号議案 監査役退任に伴う監査役の選任について

第3号議案 第47期（自2024年4月1日 至 2025年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 2025年5月14日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第47期（自2024年4月1日 至 2025年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
及び個別注記表の承認について

(イ) 2025年5月15日

第1号議案 代表取締役の選任について

第2号議案 副社長及び専務取締役の選任について

(ウ) 2026年2月5日

第1号議案 2026年度 一宮地方総合卸売市場株式会社
事業計画の承認について

第2号議案 一宮地方総合卸売市場業務規程の一部を改正する
規則の承認について

③ 株主の状況

(ア) 期末株式数 45,000株

(イ) 期末株主数 3名

④ 商業登記

役員変更 3名（2025年5月20日）

⑤ 期末役員数

(ア) 取締役 6名

(イ) 監査役 2名

⑥ 期末社員数 3名

2 貸借対照表

貸借対照表			
(2026年3月31日現在)			
単位：円			
資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	(24,700,939)	【流動負債】	(8,189,810)
普通預金	10,973,595	未払金	0
現金	34,593	未払費用	1,247,600
有価証券	10,000	未払法人税等	359,300
商品	21,843	未払消費税等	5,451,200
貯蔵品	44,322	預り金	76,320
前払費用	1,692,645	賞与引当金	1,055,390
未収入金	11,244,278		
未収消費税等	0		
未収還付法人税	0		
立替金	712,663		
貸倒引当金	△ 33,000		
【固定資産】	(1,187,985,829)	【固定負債】	(529,450,642)
建物	168,548,001	長期借入金	504,540,000
構築物	1,881,958	預り保証金	23,729,175
機械装置	1	退職給付引当金	1,181,467
車輜運搬具	1		
器具備品	223,234		
一括償却資産	0	負債合計	537,640,452
土地	1,016,324,088		
建設仮勘定	0		
電話加入権	164,750		
長期前払費用	10,400		
長期繰延税金資産	833,396		
前払年金費用	0		
		(純資産の部)	
		【株主資本】	(675,046,316)
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	350,000,000
		その他資本剰余金	350,000,000
		利益剰余金	235,046,316
		繰越利益剰余金	235,046,316
		うち当期純利益	2,885,886
		自己株式	△ 10,000,000
		純資産合計	675,046,316
合 計	1,212,686,768	合 計	1,212,686,768

3 損 益 計 算 書

損 益 計 算 書			
		自 2025年 4月 1日	
		至 2026年 3月 31日	単位：円
区 分	科 目	金 額	
經 常 損 益 の 部	【営業収益】		
	市場使用料	91,613,620	
	市場共益費	2,511,600	
	小 計		94,125,220
	【営業費用】		
	一般管理費		
	給料手当	18,964,224	
	退職給付費用	747,873	
	厚生福利費	3,110,260	
	旅交	180,504	
	会費	0	
	広告	3,550	
	水道	174,100	
	消耗品	2,683,805	
	修繕費	441,658	
	保守管理料	12,612,429	
	借地償却料	6,322,756	
	減価償却費	5,569,824	
	負債担保金	14,723,376	
	租税公課	3,086,000	
	車輻費	10,394,992	
	火災保険料	346,673	
通リ信	3,054,840		
清掃衛生	102,323		
雑費	1,213,080		
小 計	5,975,450		
		5,128,622	
	小 計		94,836,339
	営業利益		△ 711,119
営業外損益	【営業外収益】		
	受取利息	23,734	
	受取配当金	400	
	受取貸収	6,027,288	
雑収	1,590,978		
小 計		7,642,400	
【営業外費用】			
支払利息	2,025,091		
雑損	0		
小 計		2,025,091	
経常利益			4,906,190
【特別利益】			
貸倒引当金戻入	1,000		
小 計			1,000
【特別損失】			
		0	0
税引前当期純利益			4,907,190
法人税、住民税及び事業税			363,013
法人税等調整額			1,658,291
当期純利益			2,885,886

4 株主資本等変動計算書

自 2025年 4月 1日
 至 2026年 3月 31日
 (単位:円)

【株主資本】

資本金	前期末残高	100,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>100,000,000</u>
資本剰余金		
その他の資本剰余金	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
資本剰余金合計	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	232,160,430
	当期変動額 (当期純利益金額)	<u>2,885,886</u>
	当期末残高	235,046,316
利益剰余金合計	前期末残高	232,160,430
	当期変動額	<u>2,885,886</u>
	当期末残高	235,046,316
自己株主	前期末残高	-10,000,000
	当期末残高	-10,000,000
株主資本合計	前期末残高	672,160,430
	当期変動額	<u>2,885,886</u>
	当期末残高	675,046,316
純資産の部合計	前期末残高	672,160,430
	当期変動額	<u>2,885,886</u>
	当期末残高	675,046,316

5 個別注記表

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月 31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法(ただし1998年4月1日以降に取得した建物、並びに
2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)

無形固定資産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上して
おります。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の
うち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を
計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 987,771,933 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45,000 株

4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 15,341 円 96 銭

(2) 一株当たりの当期純利益 65 円 59 銭

第 48 期 付 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分明細書

単位：円

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形固定資産	建築物	175,324,464	6,756,420	0	13,532,883	168,548,001	
	構築物	2,160,909	0	0	278,951	1,881,958	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車輛運搬費	1	0	0	0	1	
	器具備品	360,776	0	0	137,542	223,234	
	一括償却資産	0	0	0	0	0	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
	建設仮勘定	0	0	0	0	0	
	計	1,194,170,239	6,756,420	0	13,949,376	1,186,977,283	
無形固定資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750	
	計	164,750	0	0	0	164,750	
その他資産	長期繰延税金資産	2,491,687	0	1,658,291	0	833,396	
	長期前払費用	784,400	0	0	774,000	10,400	
	前払年金費用	0	0	0	0	0	
	計	3,276,087	0	1,658,291	774,000	843,796	
	合計	1,197,611,076	6,756,420	1,658,291	14,723,376	1,187,985,829	

2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担保権の設定状況
区分	期末簿価	
建物	168,548,001	土地及び株式購入資金として2014年10月に100,000千円、2021年3月運転資金として30,000千円、2024年6月受変電施設改修工事等として78,990千円いずれも愛知西農協より借り入れた借入債務に対する担保。
土地	1,016,324,088	
合計	1,184,872,089	

監 査 報 告 書

私たち監査役は 2026 年 5 月 8 日、一宮地方総合卸売市場株式会社本店において第 48 期営業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に係る監査を行いました。

それまで、当該営業期間に開催された取締役会に出席して執務が適正に執行されているかを確認してまいりましたが、当日は事務局から執務内容や実施経過について説明を受け、帳簿等の関係書類に齟齬はないか慎重に実地検査いたしました。その結果を下記項目により報告します。

記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って作成され、会社財産や損益状況を正確に示していると認める。
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関して不正行為や法令もしくは定款に違反する事実はなく、指摘すべきことはない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

2026 年 5 月 8 日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 高田 学宜 

監査役 松岡 頼希 

報告第21号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和8年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

一宮市長 中野正康

いちのみや未来エネルギー株式会社事業計画

(令和8年5月1日から令和9年4月30日まで)

1 電力販売計画

令和7年8月以降、電力供給先の市内公共施設は計93件に達し、令和8年4月末の年間販売電力量は22,300千kWhとなりました。

令和8年4月から新たに高圧16件、低圧130件に電力を供給し、今期の年間販売電力量は25,210千kWhを想定しています。(供給先施設の詳細は別紙)

2 収支計画

売上高は685百万円(対前年計画比6.4%増)、営業利益は31百万円(対前年計画比38%増)を確保する予定です。なお、容量拠出金として28百万円、利益活用・寄付金として25百万円を計上しています。

3 利益活用策の検討

事業活動で得られた利益については、当社の設立趣旨に鑑み、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネ、環境教育など、エネルギーの地産地消や地域課題解決に資する取組みに活用する予定です。

第5期 収支計画
(令和8年5月1日から令和9年4月30日まで)

(単位:千円)

科目	金額		
	収入	支出	
売上高	684,766		
売上原価		595,019	
-電源調達費		442,792	
-託送費		118,302	
-容量拠出金		28,000	
-その他		5,925	
売上総利益			89,747
販売費及び一般管理費		58,759	
-営業費		24,000	
-人件費		1,380	
-利益活用		25,000	
-その他		8,379	
営業利益			30,988
営業外収益	0		
営業外費用		0	
税引前当期純利益			30,988
法人税等		9,296	
当期純利益			21,692

※千円未満を四捨五入して表示しています。

電力販売計画

1 供給先

【高圧】

需要場所	予定供給量 (千kWh)
一 宮 市 役 所 本 庁 舎	2,671
一 宮 市 役 所 機 械 式 立 体 駐 車 場	14
一 宮 市 保 健 所	457
今 伊 勢 北 保 育 園	69
富 士 保 育 園	64
尾 西 斎 場	69
環 境 セ ン タ ー	980
光 明 寺 最 終 処 分 場	211
ゆ う ゆ う の や か た	240
オ リ ナ ス 一 宮	61
奥 町 公 園 野 球 場	44
五 城 グ ラ ウ ン ド	8
木 曾 川 運 動 場	57
九 品 地 公 園 競 技 場	111
平 島 公 園 野 球 場	39
尾 西 グ リ ー ン プ ラ ザ	352
博 物 館	906
尾 西 歴 史 民 俗 資 料 館	53
三 岸 節 子 記 念 美 術 館	464
豊 島 記 念 資 料 館	14
子 ど も 文 化 広 場 図 書 館	72
玉 堂 記 念 木 曾 川 図 書 館	157
尾 西 図 書 館	99
市 立 小 中 学 校 (61 校)	7,309
北 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	321
南 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	360
一 宮 市 向 山 公 民 館	82
一 宮 市 開 明 公 民 館	62
一 宮 市 小 信 中 島 公 民 館	89
尾 西 南 部 生 涯 学 習 セ ン タ ー	66
消 防 本 部	296
尾 西 消 防 署	102
木 曾 川 消 防 署	91
市 民 病 院	7,938

需要場所	予定供給量 (千kWh)
い ず み 福 社 園	282
い ず み 作 業 所	69
い ず み 第 2 作 業 所	65
い ず み フ レ ン ズ	45
浅 井 い こ い の 広 場	46
北 方 い こ い の 広 場	53
時 之 島 い こ い の 広 場	56
丹 陽 い こ い の 広 場	41
千 秋 い こ い の 広 場	51
葉 栗 い こ い の 広 場	58
奥 い き い き セ ン タ ー	46
社 会 福 祉 協 議 会	39
き き よ う 会 館	48
高 齢 者 生 き が い セ ン タ ー	39
萩 原 い き い き セ ン タ ー	115
合 計 (109 件)	24,979

【低圧】

契約種別	予定供給量 (千kWh)
従 量 電 灯 B (84 件)	89
従 量 電 灯 C (7 件)	54
低 圧 電 力 (39 件)	88
合計 (130件)	231

(注) 端数処理の関係で数値が一致しない場合があります。

販売電力量 25,210千kWh

2 調達電源 (第5期分)

東邦ガス株式会社

調達電力量 26,215千kWh

上記調達電力量のうち、環境センター・市内太陽光発電所(8か所)から前年並みの約7割を調達予定